

岩手県本庁舎広告掲出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県広告取扱要綱（以下「広告要綱」という。）第4条の規定に基づき、岩手県（以下「県」という。）が管理する県庁舎のうち、本庁舎知事局棟（以下「本庁舎」という。）への広告掲出について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された印刷物で、本庁舎への広告掲出の選定を受けた者（以下「広告主」という。）が作成したポスターをいう。

(行政財産の貸付け)

第3条 県は、広告主に対し、本庁舎において県があらかじめ指定した場所を広告の掲出場所として貸し付けるものとする。

2 前項の掲出場所の貸付けは、公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）第22条第2項で準用する同規則第16条から第20条までの規定を適用する。

(広告の掲出場所、規格及び数量)

第4条 広告の掲出場所、規格及び数量は、別表のとおりとする。

(広告の掲出期間)

第5条 広告を掲出する期間は、原則として年単位とする。ただし、応募枠数が掲出枠数に満たない場合等にあつては、この限りでない。

2 掲出を開始する日（以下「広告掲出開始日」という。）は、原則として当該広告を掲出する月の初日とする。

3 掲出を終了する日（以下「広告掲出終了日」という。）は、原則として当該広告を掲出する月の末日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、広告掲出開始日又は広告掲出終了日が次の各号に掲げる日に当たる場合の扱いは、県が別に定める。

(1) 日曜日又は土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前各号に掲げる日を除く。）

(広告掲出の内容に係る基準)

第6条 広告掲出の内容については、岩手県広告取扱基準（以下「広告基準」という。）第4の規定を適用するものとする。

(広告掲出を許可する事業者)

第7条 広告掲出を許可する事業者については、広告基準第5の規定を適用するものとする。

(広告掲出の申込時期及び方法)

第8条 申込時期及び方法については、「岩手県本庁舎広告掲出申込書（別記様式第1号）」により、県が指定する日までに申し込むものとする。

(広告掲出料)

第9条 広告掲出料の基準となる額（消費税及び地方消費税を含む。）は、行政財産の貸付料とし、公有財産規則第22条第2項で準用する同規則第17条の規定に基づき、県が別に定めるものとする。

2 広告主は、前項の規定に基づき定めた行政財産貸付料を、原則として県が指定する日までに、県が発行する納入通知票によりそれぞれ一括して前納するものとする。

(広告掲出の募集)

第10条 原則として県ホームページにより公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲出者の選定)

第11条 県は、第8条の規定による申込みがあった場合は、第6条及び第7条に定める要件の審査を行う。第4条に規定する枠数を超過して申込みがあった場合においては、次の各号の選定順位により、掲出者を選定する。

- (1) 県内に事業所等を有する者
- (2) その他の者

- 2 県は、前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定するものとする。
- 3 県は、前2項の規定により広告掲出の可否を決定したときは、「岩手県本庁舎広告掲出(不掲出)通知書(別記様式第2号)」により、当該申込者に通知するものとする。

(契約書の作成)

第12条 県は、前条の規定により広告掲出の決定をしたときは、契約書を作成し、広告主と取り交わすものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第13条 広告主は、第6条の規定に基づき広告原稿を作成し、県が指定する日までに、県が指定する場所に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 県は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第6条に定める要件に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲出の方法)

第14条 県は、前条の規定により広告主から提出された広告原稿を、原則として広告掲出開始日の前日の午後3時から午後5時までの間に掲出するものとする。

- 2 県は、前項の規定により掲出した広告を、原則として広告掲出終了日の午後3時から午後5時までの間に撤去するものとする。

(広告掲出の取り消し)

第15条 県は、広告基準第7に該当する場合は、広告掲出期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲出の決定を取り消し、又は掲出した広告を撤去することができる。

- 2 県は、第1項の規定により広告掲出を取り消し、又は掲出した広告を撤去したときは、当該広告主に対し、その旨を文書により理由を付して通知するものとする。
- 3 第1項の規定による広告掲出の取り消し等により、広告主が損害を受けることがあっても、県はその賠償の責めを負わない。

(広告料の返還)

第16条 広告掲出の決定後、広告掲出開始日前日までに、広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲出を取り消したときは、県は納付済の広告料を全額返還するものとする。

- 2 広告掲出期間内に、広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲出することができなかったときは、当該広告を掲出できなかった期間が1日未満の場合を除き、掲出できなかった期間に応じて、県は広告料を返還するものとする。
- 3 前各項の規定により返還する広告料には、利息を付さないものとする。

(広告掲出内容の変更)

第 17 条 広告主は、広告の掲出期間が複数月の場合、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、県にあらかじめ協議のうえ、第 13 条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正については、第 13 条第 3 項の規定に準ずるものとする。

(広告主の責務)

第 18 条 広告主は、広告掲出に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第 19 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

- 1 岩手県本庁舎広告掲出要領（以下「新要領」という。）は、平成 22 年 7 月 20 日から施行する。
- 2 岩手県本庁舎エレベーターホール広告掲出要領（以下「旧要領」という。）は、廃止する。ただし、新要領の施行前に行なった旧要領に基づく契約については、なお、その効力を有する。

附 則

この要領は、平成 26 年 1 月 30 日から施行する。ただし、平成 26 年 4 月 1 日以降掲出分の契約からその効力を発揮する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

| | | |
|-----|-------------------------|----------------------------|
| 区 分 | エレベーターホール | エレベーター内 |
| 規 格 | B 2判 縦 (728mm×515mm) | A 2判 縦又は横 (594mm×420mm) |
| 数 量 | 20 枠 | 4 枠 |

- 1 各広告は、県があらかじめ指定する場所に掲出するものとする。
- 2 各広告の枠数は、原則として1者につき1枠までとする。ただし、応募枠数が掲出枠数に満たない場合等にあつては、最大2枠までを掲出枠数とすることができる。

(別記様式第1号)

岩手県本庁舎広告掲出申込書

岩手県本庁舎広告掲出要領第8条の規定に基づき、広告掲出を下記のとおり申し込みます。

なお、この申込書の記載内容及びその添付書類については事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

岩手県知事 様

申込者 住所
商号又は名称
代表者氏名

印

記

1 掲出希望場所・枠数

| 掲載場所 | エレベーターホール | | エレベーター内 |
|-----------------|-----------|---------|---------|
| | 1階 | 地階 | |
| 希望枠数 (○をつける) | 1枠 ・ 2枠 | 1枠 ・ 2枠 | 1枠 ・ 2枠 |
| 希望順位 (○をつける) | 第1希望 | 第1希望 | 第1希望 |
| | 第2希望 | 第2希望 | 第2希望 |

※注1： 原則は1者1枠ですが、希望される場合には、1者2枠まで応募できます。
2： 各階ごとの掲出場所は、1者1枠で抽選により決定しますが、応募者数が掲出枠数に満たない場合には、2枠を希望された方により抽選を実施します。
3： 階毎の掲出場所は、位置の指定はできません。

2 添付書類

- (1) 掲出しようとするポスター図案（イメージ、ラフ・スケッチ等）または広告内容の説明書、関連資料等
- (2) 広告主に係る資料
会社概要等（業務内容がわかるもの）及び 広告主のホームページのURL等
- (3) 岩手県に業者登録（物品・工事・委託 等）している場合は、現在有効な通知の写し

3 連絡先

- (1) 担当者氏名：
- (2) TEL：
- (3) FAX：
- (4) E-mail：

4 確認事項（該当する場合は□にチェック印）

- 岩手県広告取扱要綱及び広告取扱基準並びに岩手県本庁舎広告掲出要領を遵守する。
- 県税の滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納はない。
- 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員ではなく、又はこれらと密接な関係を有していない。

(別記様式第2号)

年 月 日

(申 込 者) 様

岩手県知事

印

岩手県本庁舎広告掲出(不掲出)通知書

【掲出することとした場合】

年 月 日付けで申込みのありました岩手県本庁舎広告につきましては、
下記のとおり決定しましたので通知します。

つきましては、岩手県本庁舎広告掲出要領第3条並びに第12条の規定に基づき、行政財
産借受申請書及び行政財産賃貸借契約書の内容をご確認のうえ、所定箇所に押印し、年
月 日()までに提出いただきますようお願いいたします。

記

1 掲出場所

【 エレベーターホール ・ エレベーター内 】

2 掲出枠数

【 エレベーターホール 枠 ・ エレベーター内 枠】

3 掲出期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 広告掲出料(行政財産貸付料)

【 エレベーターホール ・ エレベーター内 】

円 [円 × 枠 × 月]

5 広告原稿の提出期限及び枚数

(1) 提出期限 年 月 日

(2) 提出枚数 1枠当たり2枚(予備1枚を含む)

【掲出しないこととした場合】

年 月 日付けで申込みのありました岩手県本庁舎広告につきましては、
掲出しないこととなりましたので通知します。

【掲出しないこととした理由】